

第3次尾鷲市環境基本計画の策定について

第2次尾鷲市環境基本計画（2013年3月策定）

◎尾鷲市環境基本条例に基づき策定
 （環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定め、市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与するためのもの）
 【計画期間】2013～2022年度
 【望ましい環境像】豊かな自然と美味しい魚、安全・安心な暮らしを共に創ろう！おわせ
 【環境目標】「自然環境」、「生活環境」、「循環型社会」、「地球環境」、「防災」、「環境教育・啓発」の6つの分野ごとに設定

<自然環境> 誇れる、人を惹きつける自然資源を守り育てる
 <生活環境> 子供を育てたい、生涯住み続けたい快適なまちを創る
 <循環型社会> 「ごみ」について考え、行動する
 <地球環境> 将来の世代を想い、時代の変化に挑戦する
 <防災> 災害に強い安全・安心のまちを創る
 <環境教育・啓発> 市民の総意で尾鷲を創る

国・第5次環境基本計画（2018年4月閣議決定）

<目指すべき持続可能な社会の姿>
 循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）
 <6つの重点戦略>
 ①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
 ②国土のストックとしての価値の向上
 ③地域資源を活用した持続可能な地域づくり
 ④健康で心豊かな暮らしの実現
 ⑤持続可能性を支える技術の開発・普及
 ⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

<重点戦略を支える環境政策>
 ○気候変動対策
 ○循環型社会の形成
 ○生物多様性の確保・自然共生
 ○環境リスクの管理
 ○基盤となる施策
 ○東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発生時の対応

三重県・環境基本計画（2020年3月改定）

<めざすべき持続可能な社会>
 長期ビジョン（2050年）：自律的かつレジリエント（強靱）なより高位の持続可能な社会
 2030年度：スマート社会みえ
 <「スマート社会みえ」を実現するための施策の柱>
 I 低炭素社会の構築
 II 循環型社会の構築
 III 自然共生社会の構築
 IV 生活環境保全の確保
 V 共通基盤施策

施策の体系（二重線の枠は重点施策）



第2次尾鷲市環境基本計画の進捗状況・評価

- 海湾・河川や森林等の保全と創生、生活環境の保全に関する取組みは着実に実行されている
- 野生動植物との共生、循環型社会の形成、地球温暖化への対応、災害に強いまちづくりなど、引き続き取り組むべき課題が残されている

第7次尾鷲市総合計画（2022年2月策定）

本市の総合計画
 今後10年間のまちの大きな方向性や、なりたい姿を示した「基本構想」と、前半5年間で進める子育て、教育、産業など様々な分野での取組みを示した「基本計画」で構成

第2次尾鷲市環境基本計画策定以降の主な動向

- 世界における動向
 - 持続可能な開発目標（SDGs）、パリ協定の採択 など
 - ESG投資の拡大
- 我が国における動向
 - 人口減少・少子高齢化社会の進行
 - 自然災害（洪水・土砂災害、地震等）の頻発・激甚化
 - 持続可能な経済社会の実現に向けたグリーンリカバリー など
- 三重県における動向
 - パリ協定の早期実施をコミットしたG7伊勢志摩サミットの開催
 - 2050年までのCNを目指す三重県脱炭素宣言 など
- 本市における動向
 - 尾鷲市土砂等の埋め立て等の規制に関する条例の施行
 - 尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言 など

第3次尾鷲市環境基本計画（2022年度内策定予定）

<計画の方向性（案）>

- ◎ 「気候変動への適応」、「食品ロス」、「海洋プラスチックごみ問題」など新たな環境課題に対応
- ◎ 現行計画における本市の望ましい環境像について再検討し、2032（令和14）年度までに取り組む施策を提示
- ◎ 施策とSDGsとの関係性について明示する など